

第二十三号議案

江戸川区認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区認定こども園の認定要件に関する条例（令和二年三月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（自動車を行行する場合の所在の認定）

第十七条 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができする方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を行行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

付
則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 認定こども園において、改正後の第十七条第二項に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもが見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第一項に定める子どもものの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもものの所在の確認を行わなければならない。

（説明）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第二号）の改正に伴い、認定こども園を利用する子どもの安全を図る上で必要な措置等を規定する必要があるもので、本案を提出いたします。